

指定介護予防支援事業所

実地指導の結果を踏まえた留意事項等について

【基準】 総社市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

【基準】

(記録の整備)

第30条2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 介護予防サービス計画

イ アセスメントの結果の記録

ウ サービス担当者会議等の記録

エ 評価の結果の記録

オ モニタリング結果の記録

(3) 市への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
記録の整備	介護予防支援経過記録について、利用者毎に記録されていないものが見受けられた。	介護予防サービス・支援計画書で定めた各事項について支援の実施状況及びその結果等を介護予防支援経過記録に残すこと。

【基準】

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第 32 条

(17) 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
指定介護予防支援の具体的取扱方針	モニタリングの結果等の記載について、その内容が不十分なものが見受けられた。	サービスの実施状況、利用者の状況等について聴取した内容を記録する等、少なくとも1月に1回、実施状況や目標の進捗状況等モニタリングの結果を記録すること。

【基準】

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第 32 条

(22) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師の意見を求めなければならない。

(23) 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

(24) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。

項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
指定介護予防支援の具体的取扱方針	介護予防サービス計画に医療サービスを位置付ける場合に、医師等の意見を求めた場合、介護予防サービス計画を主治の医師等に交付していないものが見受けられた。	主治の医師又は歯科医師の意見を求めた場合において、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師又は歯科医師に交付すること。

【基準】

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第 32 条

(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書等県指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
指定介護予防支援の具体的取扱方針	指定介護予防サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提供を受けていない事例が確認された。	介護予防サービス計画と個別サービス計画との連動性を高め、介護予防支援事業者とサービス提供事業者の意識の共有を図り、計画の整合性について確認することが重要であることから、担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対し、介護予防訪問看護計画書等県指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めること。